

○厚生労働省告示第八十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のとおりとする。

令和六年二月十五日

厚生労働大臣 武見 敬¹¹

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一条 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十一年厚生省告示第十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改	正	後	改	正	前
別表			別表		
指定居宅サービス介護給付費単位数表			指定居宅サービス介護給付費単位数表		
1 訪問介護費			1 訪問介護費		
イ 身体介護が中心である場合			イ 身体介護が中心である場合		
(1) 所要時間20分未満の場合	163単位		(1) 所要時間20分未満の場合	167単位	
(2) 所要時間20分以上30分未満の場合	244単位		(2) 所要時間20分以上30分未満の場合	250単位	
(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	387単位		(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	396単位	
(4) 所要時間1時間以上の場合 567単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに82単位を加算した単位数			(4) 所要時間1時間以上の場合 579単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに84単位を加算した単位数		
ロ 生活援助が中心である場合			ロ 生活援助が中心である場合		
(1) 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位		(1) 所要時間20分以上45分未満の場合	183単位	
(2) 所要時間45分以上の場合	220単位		(2) 所要時間45分以上の場合	225単位	
ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	97単位		ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	99単位	
注1 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定める者（指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第538号。注11において「居宅介護従業者基準」という。）第1条第3号、第8号及び第13号に規定する者を除く。）が指定訪問介護（指定居宅サービス基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、65歳に達した日の前日において、当該指定訪問介護事業所において事業を行う事業者が指定居宅介護（障害者の日常生活		注1 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定める者（指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第538号。注9において「居宅介護従業者基準」という。）第1条第3号、第8号及び第13号に規定する者を除く。）が指定訪問介護（指定居宅サービス基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、65歳に達した日の前日において、当該指定訪問介護事業所において事業を行う事業者が指定居宅介護（障害者の日常生活			

及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。注11において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。注11において同じ。）の事業を行う事業所において、指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを利用していた者に限る。）に対して、指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画（指定居宅サービス基準第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

2～4 （略）

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合（イ(1)の所定単位数を算定する場合を除く。）は、イの所定単位数にかかわらず、イの所定単位数に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が20分から計算して25分を増すごとに65単位（195単位を限度とする。）を加算した単位数を算定する。

8・9 （略）

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注13から注15までのいずれかを算定している場合は、特定事業所加算(V)は算定しない。また、特定事業所加算(V)とその他の加算を同時に算定する場合を除き、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) （略）

(4) 特定事業所加算(V) 所定単位数の100分の3に相当する単位数

(5) （略）

11 （略）

12 指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定訪問介護事業所における1月当たりの

及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。注9において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。注9において同じ。）の事業を行う事業所において、指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを利用していた者に限る。）に対して、指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画（指定居宅サービス基準第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

2～4 （略）

（新設）

（新設）

5 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合（イ(1)の所定単位数を算定する場合を除く。）は、イの所定単位数にかかわらず、イの所定単位数に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が20分から計算して25分を増すごとに67単位（201単位を限度とする。）を加算した単位数を算定する。

6・7 （略）

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、特定事業所加算(IV)及び特定事業所加算(V)を同時に算定する場合を除き、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) （略）

(4) 特定事業所加算(V) 所定単位数の100分の5に相当する単位数

(5) （略）

9 （略）

10 指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定訪問介護事業所における1月当たりの

利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定訪問介護事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

13 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、特別地域訪問介護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注10(5)を算定している場合は、算定しない。

14 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注10(5)を算定している場合は、算定しない。

15 指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第29条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注10(5)を算定している場合は、算定しない。

16・17 (略)

二・ホ (略)

△ 口腔連携強化加算

50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

ト (略)

チ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行つ

利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

11 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、特別地域訪問介護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

12 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

13 指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第29条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

14・15 (略)

二・ホ (略)

(新設)

△ (略)

ト 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行つ

た場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからトまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからトまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

リ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからトまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

ヌ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、イからトまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2 訪問入浴介護費

イ 訪問入浴介護費 1,266単位

注 1 (略)

- 2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 4~10 (略)

口・ハ (略)

二 看取り連携体制加算 64単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り期におけるサービス提供を行った場合は、看取り連携体制加算として、死亡日及び死亡日以前30日以下について1回につき所定単位数を加算する。

ホ (略)

た場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからヘまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからヘまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからヘまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

チ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからヘまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからヘまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

リ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、イからヘまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2 訪問入浴介護費

イ 訪問入浴介護費 1,260単位

注 1 (略)

(新設)

(新設)

2~8 (略)

口・ハ (略)

(新設)

三 (略)

△ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからホまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ト 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

チ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、イからホまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3・4 (略)

5 居宅療養管理指導費

イ～ハ (略)

二 管理栄養士が行う場合

- (1)・(2) (略)

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、(1)については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス基準第85条第1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注4までにおいて同じ。）の管理栄養士が、(2)については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所において当該指定居宅療養管理指導事業所以外の医療機関、介護保険施設（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚

△ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからニまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからニまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ヘ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからニまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

ト 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3・4 (略)

5 居宅療養管理指導費

イ～ハ (略)

二 管理栄養士が行う場合

- (1)・(2) (略)

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、(1)については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス基準第85条第1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注4までにおいて同じ。）の管理栄養士が、(2)については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所において当該指定居宅療養管理指導事業所以外の医療機関、介護保険施設（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚

生省告示第21号) 別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の介護福祉施設サービスの^チ、介護保健施設サービスの^リ若しくは介護医療院サービスの^ヲに規定する厚生労働大臣が定める基準に定める管理栄養士の員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、单一建物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。)の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ (略)

2～4 (略)

ホ (略)

6 通所介護費

イ 通常規模型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	370単位
(二) 要介護2	423単位
(三) 要介護3	479単位
(四) 要介護4	533単位
(五) 要介護5	588単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

(一) 要介護1	388単位
(二) 要介護2	444単位
(三) 要介護3	502単位
(四) 要介護4	560単位
(五) 要介護5	617単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

(一) 要介護1	570単位
(二) 要介護2	673単位
(三) 要介護3	777単位
(四) 要介護4	880単位
(五) 要介護5	984単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

(一) 要介護1	584単位
(二) 要介護2	689単位
(三) 要介護3	796単位
(四) 要介護4	901単位
(五) 要介護5	1,008単位

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

(一) 要介護1	658単位
(二) 要介護2	777単位

生省告示第21号) 別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の介護福祉施設サービスの^ヘ、介護保健施設サービスの^ト若しくは介護医療院サービスの^ヌに規定する厚生労働大臣が定める基準に定める管理栄養士の員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、单一建物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。)の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ (略)

2～4 (略)

6 通所介護費

イ 通常規模型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	368単位
(二) 要介護2	421単位
(三) 要介護3	477単位
(四) 要介護4	530単位
(五) 要介護5	585単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

(一) 要介護1	386単位
(二) 要介護2	442単位
(三) 要介護3	500単位
(四) 要介護4	557単位
(五) 要介護5	614単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

(一) 要介護1	567単位
(二) 要介護2	670単位
(三) 要介護3	773単位
(四) 要介護4	876単位
(五) 要介護5	979単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

(一) 要介護1	581単位
(二) 要介護2	686単位
(三) 要介護3	792単位
(四) 要介護4	897単位
(五) 要介護5	1,003単位

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

(一) 要介護1	655単位
(二) 要介護2	773単位

(三) 要介護3	900単位	(三) 要介護3	896単位
(四) 要介護4	1,023単位	(四) 要介護4	1,018単位
(五) 要介護5	1,148単位	(五) 要介護5	1,142単位
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合		(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要介護1	669単位	(一) 要介護1	666単位
(二) 要介護2	791単位	(二) 要介護2	787単位
(三) 要介護3	915単位	(三) 要介護3	911単位
(四) 要介護4	1,041単位	(四) 要介護4	1,036単位
(五) 要介護5	1,168単位	(五) 要介護5	1,162単位
□ 大規模型通所介護費(I)		□ 大規模型通所介護費(I)	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合		(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要介護1	358単位	(一) 要介護1	356単位
(二) 要介護2	409単位	(二) 要介護2	407単位
(三) 要介護3	462単位	(三) 要介護3	460単位
(四) 要介護4	513単位	(四) 要介護4	511単位
(五) 要介護5	568単位	(五) 要介護5	565単位
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合		(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	376単位	(一) 要介護1	374単位
(二) 要介護2	430単位	(二) 要介護2	428単位
(三) 要介護3	486単位	(三) 要介護3	484単位
(四) 要介護4	541単位	(四) 要介護4	538単位
(五) 要介護5	597単位	(五) 要介護5	594単位
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合		(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	544単位	(一) 要介護1	541単位
(二) 要介護2	643単位	(二) 要介護2	640単位
(三) 要介護3	743単位	(三) 要介護3	739単位
(四) 要介護4	840単位	(四) 要介護4	836単位
(五) 要介護5	940単位	(五) 要介護5	935単位
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合		(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	564単位	(一) 要介護1	561単位
(二) 要介護2	667単位	(二) 要介護2	664単位
(三) 要介護3	770単位	(三) 要介護3	766単位
(四) 要介護4	871単位	(四) 要介護4	867単位
(五) 要介護5	974単位	(五) 要介護5	969単位
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合		(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	629単位	(一) 要介護1	626単位
(二) 要介護2	744単位	(二) 要介護2	740単位
(三) 要介護3	861単位	(三) 要介護3	857単位
(四) 要介護4	980単位	(四) 要介護4	975単位
(五) 要介護5	1,097単位	(五) 要介護5	1,092単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合		(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要介護1	647単位	(一) 要介護1	644単位
(二) 要介護2	765単位	(二) 要介護2	761単位
(三) 要介護3	885単位	(三) 要介護3	881単位
(四) 要介護4	1,007単位	(四) 要介護4	1,002単位
(五) 要介護5	1,127単位	(五) 要介護5	1,122単位
ハ 大規模型通所介護費(II)		ハ 大規模型通所介護費(II)	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合		(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要介護1	345単位	(一) 要介護1	343単位
(二) 要介護2	395単位	(二) 要介護2	393単位
(三) 要介護3	446単位	(三) 要介護3	444単位
(四) 要介護4	495単位	(四) 要介護4	493単位
(五) 要介護5	549単位	(五) 要介護5	546単位
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合		(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	362単位	(一) 要介護1	360単位
(二) 要介護2	414単位	(二) 要介護2	412単位
(三) 要介護3	468単位	(三) 要介護3	466単位
(四) 要介護4	521単位	(四) 要介護4	518単位
(五) 要介護5	575単位	(五) 要介護5	572単位
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合		(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	525単位	(一) 要介護1	522単位
(二) 要介護2	620単位	(二) 要介護2	617単位
(三) 要介護3	715単位	(三) 要介護3	712単位
(四) 要介護4	812単位	(四) 要介護4	808単位
(五) 要介護5	907単位	(五) 要介護5	903単位
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合		(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	543単位	(一) 要介護1	540単位
(二) 要介護2	641単位	(二) 要介護2	638単位
(三) 要介護3	740単位	(三) 要介護3	736単位
(四) 要介護4	839単位	(四) 要介護4	835単位
(五) 要介護5	939単位	(五) 要介護5	934単位
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合		(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	607単位	(一) 要介護1	604単位
(二) 要介護2	716単位	(二) 要介護2	713単位
(三) 要介護3	830単位	(三) 要介護3	826単位
(四) 要介護4	946単位	(四) 要介護4	941単位
(五) 要介護5	1,059単位	(五) 要介護5	1,054単位
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合		(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要介護1	623単位	(一) 要介護1	620単位
(二) 要介護2	737単位	(二) 要介護2	733単位
(三) 要介護3	852単位	(三) 要介護3	848単位
(四) 要介護4	970単位	(四) 要介護4	965単位
(五) 要介護5	1,086単位	(五) 要介護5	1,081単位

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4~7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、注7を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算する。

9・10 (略)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注13を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1)・(2) (略)

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)については1日につき次に掲げる単位数を、(3)については1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別機能訓練加算(I)イを算定している場合には、個別機能訓練加算(I)ロは算定しない。

(1) (略)

(2) 個別機能訓練加算(I)ロ

76単位

(3) (略)

14 (略)

15 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

注1 (略)

(新設)

(新設)

2~5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、注5を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算する。

7・8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注11を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1)・(2) (略)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)については1日につき次に掲げる単位数を、(3)については1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別機能訓練加算(I)イを算定している場合には、個別機能訓練加算(I)ロは算定しない。

(1) (略)

(2) 個別機能訓練加算(I)ロ

85単位

(3) (略)

12 (略)

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

16 (略)

17 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(1) (略)

(2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（18において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

(3)・(4) (略)

18～24 (略)

二 (略)

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

ヘ・ト (略)

7 通所リハビリテーション費

イ～ハ (略)

注 1～12 (略)

13 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所リハビリテーション事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(1)～(4) (略)

14～22 (略)

14 (略)

15 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(1) (略)

(2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（16において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

(3)・(4) (略)

16～22 (略)

二 (略)

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

ヘ・ト (略)

7 通所リハビリテーション費

イ～ハ (略)

注 1～12 (略)

13 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(1)～(4) (略)

14～22 (略)

ニ・ホ (略)

ヘ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)~(3) (略)

ト・チ (略)

8 短期入所生活介護費（1日につき）

イ 短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費

(→) 単独型短期入所生活介護費(I)

a 要介護 1	645単位
b 要介護 2	715単位
c 要介護 3	787単位
d 要介護 4	856単位
e 要介護 5	926単位

(→) 単独型短期入所生活介護費(II)

a 要介護 1	645単位
b 要介護 2	715単位
c 要介護 3	787単位
d 要介護 4	856単位
e 要介護 5	926単位

(2) 併設型短期入所生活介護費

(→) 併設型短期入所生活介護費(I)

a 要介護 1	603単位
b 要介護 2	672単位
c 要介護 3	745単位
d 要介護 4	815単位
e 要介護 5	884単位

(→) 併設型短期入所生活介護費(II)

a 要介護 1	603単位
b 要介護 2	672単位
c 要介護 3	745単位
d 要介護 4	815単位
e 要介護 5	884単位

ロ ユニット型短期入所生活介護費

(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費

(→) 単独型ユニット型短期入所生活介護費

a 要介護 1	746単位
b 要介護 2	815単位

ニ・ホ (略)

ヘ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)~(3) (略)

ト・チ (略)

8 短期入所生活介護費（1日につき）

イ 短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費

(→) 単独型短期入所生活介護費(I)

a 要介護 1	638単位
b 要介護 2	707単位
c 要介護 3	778単位
d 要介護 4	847単位
e 要介護 5	916単位

(→) 単独型短期入所生活介護費(II)

a 要介護 1	638単位
b 要介護 2	707単位
c 要介護 3	778単位
d 要介護 4	847単位
e 要介護 5	916単位

(2) 併設型短期入所生活介護費

(→) 併設型短期入所生活介護費(I)

a 要介護 1	596単位
b 要介護 2	665単位
c 要介護 3	737単位
d 要介護 4	806単位
e 要介護 5	874単位

(→) 併設型短期入所生活介護費(II)

a 要介護 1	596単位
b 要介護 2	665単位
c 要介護 3	737単位
d 要介護 4	806単位
e 要介護 5	874単位

ロ ユニット型短期入所生活介護費

(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費

(→) 単独型ユニット型短期入所生活介護費

a 要介護 1	738単位
b 要介護 2	806単位

c 要介護3	891単位	c 要介護3	881単位
d 要介護4	959単位	d 要介護4	949単位
e 要介護5	1,028単位	e 要介護5	1,017単位
(二) 経過的単独型ユニット型短期入所生活介護費		(二) 経過的単独型ユニット型短期入所生活介護費	
a 要介護1	746単位	a 要介護1	738単位
b 要介護2	815単位	b 要介護2	806単位
c 要介護3	891単位	c 要介護3	881単位
d 要介護4	959単位	d 要介護4	949単位
e 要介護5	1,028単位	e 要介護5	1,017単位
(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費		(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	
(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費		(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	
a 要介護1	704単位	a 要介護1	696単位
b 要介護2	772単位	b 要介護2	764単位
c 要介護3	847単位	c 要介護3	838単位
d 要介護4	918単位	d 要介護4	908単位
e 要介護5	987単位	e 要介護5	976単位
(二) 経過的併設型ユニット型短期入所生活介護費		(二) 経過的併設型ユニット型短期入所生活介護費	
a 要介護1	704単位	a 要介護1	696単位
b 要介護2	772単位	b 要介護2	764単位
c 要介護3	847単位	c 要介護3	838単位
d 要介護4	918単位	d 要介護4	908単位
e 要介護5	987単位	e 要介護5	976単位
注1・2 (略)		注1・2 (略)	
3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。		3 (新設)	
4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。		4 (新設)	
5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。		5 (新設)	
6 (略)		6 (略)	
7 イ(2)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所において、注6を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算する。		7 (略)	
8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、イについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、口については1月につき、次に掲げる単位数を		8 (略)	

所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注10を算定している場合、イは算定せず、ロは1月につき100単位を所定単位数に加算する。

イ・ロ (略)

9 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(利用者の数(指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定短期入所生活介護事業所にあっては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。)又は指定居宅サービス基準第124条第4項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計数。以下この注において同じ。)が100を超える指定短期入所生活介護事業所にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定居宅サービス基準第2条第8号に規定する常勤換算方法をいう。特定施設入居者生活介護費の注10において同じ。)で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

10・11 (略)

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して指定短期入所生活介護を行った場合は、医療連携強化加算として、1日につき58単位を所定単位数に加算する。ただし、ホの在宅中重度者受入加算を算定している場合は、算定しない。

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り期におけるサービス提供を行った場合は、看取り連携体制加算として、死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度として、1日につき64単位を加算する。

14 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注6を算定している場合は、算定しない。

(1)～(4) (略)

所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注7を算定している場合、イは算定せず、ロは1月につき100単位を所定単位数に加算する。

イ・ロ (略)

6 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(利用者の数(指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定短期入所生活介護事業所にあっては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。)又は指定居宅サービス基準第124条第4項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計数。以下この注において同じ。)が100を超える指定短期入所生活介護事業所にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定居宅サービス基準第2条第8号に規定する常勤換算方法をいう。特定施設入居者生活介護費の注7において同じ。)で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

7・8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して指定短期入所生活介護を行った場合は、医療連携強化加算として、1日につき58単位を所定単位数に加算する。ただし、二の在宅中重度者受入加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

10 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注3を算定している場合は、算定しない。

(1)～(4) (略)

15 (略)

16 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注15を算定している場合は、算定しない。

17・18 (略)

19 別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなつてない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注15を算定している場合は、算定しない。

20 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所に係る注9の規定による届出については、指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注9の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注9の規定による届出があつたものとみなす。

21 (略)

22 別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、1日につき30単位を所定単位数から減算する。ただし、注23を算定している場合は、算定しない。

23 別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、注1の規定にかかわらず、次に掲げる場合の区分に従い、それぞれ次に掲げる所定単位数を算定する。

(1) 単独型短期入所生活介護費(I)又は単独型短期入所生活介護費(II)を算定すべき指定短期入所生活介護を行った場合 利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる単位数

(一) 要介護 1	589単位
(二) 要介護 2	659単位
(三) 要介護 3	732単位
(四) 要介護 4	802単位
(五) 要介護 5	871単位

(2) 併設型短期入所生活介護費(I)又は併設型短期入所生活介護費(II)を算定すべき指定短期入所生活介護を行った場合 利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる単位数

(一) 要介護 1	573単位
(二) 要介護 2	642単位
(三) 要介護 3	715単位
(四) 要介護 4	785単位
(五) 要介護 5	854単位

11 (略)

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注11を算定している場合は、算定しない。

13・14 (略)

15 別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなつてない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注11を算定している場合は、算定しない。

16 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所に係る注6の規定による届出については、指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注6の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があつたときは、注6の規定による届出があつたものとみなす。

17 (略)

18 別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、1日につき30単位を所定単位数から減算する。

(新設)

(3) 単独型ユニット型短期入所生活介護費又は経過的単独型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護を行った場合 利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる単位数

(一) 要介護 1	670単位
(二) 要介護 2	740単位
(三) 要介護 3	815単位
(四) 要介護 4	886単位
(五) 要介護 5	955単位

(4) 併設型ユニット型短期入所生活介護費又は経過的併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護を行った場合 利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる単位数

(一) 要介護 1	670単位
(二) 要介護 2	740単位
(三) 要介護 3	815単位
(四) 要介護 4	886単位
(五) 要介護 5	955単位

ハ 口腔連携強化加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

ニ～ホ (略)

ト 生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所において、利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 生産性向上推進体制加算(I)	100単位
(2) 生産性向上推進体制加算(II)	10単位

チ (略)

リ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(I) イからチまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

(新設)

ハ～ホ (略)

(新設)

ヘ (略)

ト 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(I) イからヘまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからチまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからチまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

又 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからチまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからチまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ル 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、イからチまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算する。

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

- (1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費

→ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	753単位
ii 要介護 2	801単位
iii 要介護 3	864単位
iv 要介護 4	918単位
v 要介護 5	971単位

b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	819単位
ii 要介護 2	893単位
iii 要介護 3	958単位
iv 要介護 4	1,017単位
v 要介護 5	1,074単位

c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ)

i 要介護 1	830単位
ii 要介護 2	880単位

- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからヘまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからヘまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

チ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからヘまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからヘまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

リ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、イからヘまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算する。

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

- (1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費

→ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	752単位
ii 要介護 2	799単位
iii 要介護 3	861単位
iv 要介護 4	914単位
v 要介護 5	966単位

b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	794単位
ii 要介護 2	867単位
iii 要介護 3	930単位
iv 要介護 4	988単位
v 要介護 5	1,044単位

c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ)

i 要介護 1	827単位
ii 要介護 2	876単位

iii 要介護 3	944単位	939単位
iv 要介護 4	997単位	991単位
v 要介護 5	1,052単位	1,045単位
d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)		
i 要介護 1	902単位	875単位
ii 要介護 2	979単位	951単位
iii 要介護 3	1,044単位	1,014単位
iv 要介護 4	1,102単位	1,071単位
v 要介護 5	1,161単位	1,129単位
(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)		
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)		
i 要介護 1	790単位	778単位
ii 要介護 2	874単位	861単位
iii 要介護 3	992単位	976単位
iv 要介護 4	1,071単位	1,054単位
v 要介護 5	1,150単位	1,131単位
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)		
i 要介護 1	870単位	857単位
ii 要介護 2	956単位	941単位
iii 要介護 3	1,074単位	1,057単位
iv 要介護 4	1,154単位	1,135単位
v 要介護 5	1,231単位	1,210単位
(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)		
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)		
i 要介護 1	790単位	778単位
ii 要介護 2	868単位	855単位
iii 要介護 3	965単位	950単位
iv 要介護 4	1,043単位	1,026単位
v 要介護 5	1,121単位	1,103単位
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)		
i 要介護 1	870単位	857単位
ii 要介護 2	949単位	934単位
iii 要介護 3	1,046単位	1,029単位
iv 要介護 4	1,124単位	1,106単位
v 要介護 5	1,203単位	1,183単位
(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(IV)		
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)		
i 要介護 1	738単位	737単位
ii 要介護 2	784単位	782単位
iii 要介護 3	848単位	845単位
iv 要介護 4	901単位	897単位
v 要介護 5	953単位	948単位

b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)			b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)		
i 要介護 1	813単位		i 要介護 1	811単位	
ii 要介護 2	863単位		ii 要介護 2	860単位	
iii 要介護 3	925単位		iii 要介護 3	920単位	
iv 要介護 4	977単位		iv 要介護 4	971単位	
v 要介護 5	1,031単位		v 要介護 5	1,024単位	
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費			(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費		
(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)			(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)		
a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)			a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)		
i 要介護 1	836単位		i 要介護 1	833単位	
ii 要介護 2	883単位		ii 要介護 2	879単位	
iii 要介護 3	948単位		iii 要介護 3	943単位	
iv 要介護 4	1,003単位		iv 要介護 4	997単位	
v 要介護 5	1,056単位		v 要介護 5	1,049単位	
b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)			b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)		
i 要介護 1	906単位		i 要介護 1	879単位	
ii 要介護 2	983単位		ii 要介護 2	955単位	
iii 要介護 3	1,048単位		iii 要介護 3	1,018単位	
iv 要介護 4	1,106単位		iv 要介護 4	1,075単位	
v 要介護 5	1,165単位		v 要介護 5	1,133単位	
c 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)			c 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)		
i 要介護 1	836単位		i 要介護 1	833単位	
ii 要介護 2	883単位		ii 要介護 2	879単位	
iii 要介護 3	948単位		iii 要介護 3	943単位	
iv 要介護 4	1,003単位		iv 要介護 4	997単位	
v 要介護 5	1,056単位		v 要介護 5	1,049単位	
d 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)			d 経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)		
i 要介護 1	906単位		i 要介護 1	879単位	
ii 要介護 2	983単位		ii 要介護 2	955単位	
iii 要介護 3	1,048単位		iii 要介護 3	1,018単位	
iv 要介護 4	1,106単位		iv 要介護 4	1,075単位	
v 要介護 5	1,165単位		v 要介護 5	1,133単位	
(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)			(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)		
a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費			a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費		
i 要介護 1	959単位		i 要介護 1	944単位	
ii 要介護 2	1,043単位		ii 要介護 2	1,026単位	
iii 要介護 3	1,162単位		iii 要介護 3	1,143単位	
iv 要介護 4	1,242単位		iv 要介護 4	1,221単位	
v 要介護 5	1,319単位		v 要介護 5	1,296単位	

b 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費			
i 要介護1	959単位		
ii 要介護2	1,043単位		
iii 要介護3	1,162単位		
iv 要介護4	1,242単位		
v 要介護5	1,319単位		
(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)			
a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費			
i 要介護1	959単位		
ii 要介護2	1,037単位		
iii 要介護3	1,135単位		
iv 要介護4	1,213単位		
v 要介護5	1,291単位		
b 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費			
i 要介護1	959単位		
ii 要介護2	1,037単位		
iii 要介護3	1,135単位		
iv 要介護4	1,213単位		
v 要介護5	1,291単位		
(四) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)			
a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費			
i 要介護1	818単位		
ii 要介護2	866単位		
iii 要介護3	929単位		
iv 要介護4	983単位		
v 要介護5	1,035単位		
b 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費			
i 要介護1	818単位		
ii 要介護2	866単位		
iii 要介護3	929単位		
iv 要介護4	983単位		
v 要介護5	1,035単位		
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費			
(一) 3時間以上4時間未満	664単位		
(二) 4時間以上6時間未満	927単位		
(三) 6時間以上8時間未満	1,296単位		
注1～3 (略)			
4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。			
5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。			
6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定期減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。			
b 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費			
i 要介護1	944単位		
ii 要介護2	1,026単位		
iii 要介護3	1,143単位		
iv 要介護4	1,221単位		
v 要介護5	1,296単位		
(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)			
a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費			
i 要介護1	944単位		
ii 要介護2	1,020単位		
iii 要介護3	1,116単位		
iv 要介護4	1,193単位		
v 要介護5	1,269単位		
b 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費			
i 要介護1	944単位		
ii 要介護2	1,020単位		
iii 要介護3	1,116単位		
iv 要介護4	1,193単位		
v 要介護5	1,269単位		
(四) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)			
a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費			
i 要介護1	816単位		
ii 要介護2	863単位		
iii 要介護3	924単位		
iv 要介護4	977単位		
v 要介護5	1,028単位		
b 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費			
i 要介護1	816単位		
ii 要介護2	863単位		
iii 要介護3	924単位		
iv 要介護4	977単位		
v 要介護5	1,028単位		
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費			
(一) 3時間以上4時間未満	650単位		
(二) 4時間以上6時間未満	908単位		
(三) 6時間以上8時間未満	1,269単位		
注1～3 (略)			
(新設)			
(新設)			
(新設)			

7～10 (略)

- 11 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなつてない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注10の加算を算定している場合は算定しない。
- 12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)及び(2)については1日につき120単位を、(3)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注10を算定している場合は、算定しない。

13 (略)

- 14 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)及び(iv)並びにユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)及び(iv)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)として、1日につき51単位を、介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)及び(iv)並びにユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)及び(iv)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(II)として、1日につき51単位を所定単位数に加算する。

15・16 (略)

- 17 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注9の規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があったときは、注1及び注9の規定による届出があつたものとみなす。

18～20 (略)

- 21 (1)又は(2)を算定している介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所については、注8、注13及び注14は算定しない。

(4) 総合医学管理加算

275単位

- 注1 治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い指定短期入所療養介護を行った場合に、10日を限度として1日につき所定単位数を加算する。

2 (略)

4～7 (略)

- 8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなつてない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注7の加算を算定している場合は算定しない。

- 9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)及び(2)については1日につき120単位を、(3)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

10 (略)

- 11 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)及び(iv)並びにユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)及び(iv)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)として、1日につき34単位を、介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)及び(iv)並びにユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)及び(iv)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(II)として、1日につき46単位を所定単位数に加算する。

12・13 (略)

- 14 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注6の規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があつたときは、注1及び注6の規定による届出があつたものとみなす。

15～17 (略)

- 18 (1)又は(2)を算定している介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所については、注5、注10及び注11は算定しない。

(4) 総合医学管理加算

275単位

- 注1 治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなつてない指定短期入所療養介護を行った場合に、7日を限度として1日につき所定単位数を加算する。

2 (略)

(5) <u>口腔連携強化加算</u>	50単位
<u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1ヶ月に1回に限り所定単位数を加算する。</u>	
<u>(6)~(8) (略)</u>	
<u>(9) 生産性向上推進体制加算</u>	
<u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u>	
(一) <u>生産性向上推進体制加算(I)</u>	100単位
(二) <u>生産性向上推進体制加算(II)</u>	10単位
(10) (略)	
(11) <u>介護職員待遇改善加算</u>	
<u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u>	
(一) <u>介護職員待遇改善加算(I) (1)から(10)まで</u> により算定した単位数の1000分の39に相当する単位数	
(二) <u>介護職員待遇改善加算(II) (1)から(10)まで</u> により算定した単位数の1000分の29に相当する単位数	
(三) <u>介護職員待遇改善加算(III) (1)から(10)まで</u> により算定した単位数の1000分の16に相当する単位数	
(12) <u>介護職員等特定待遇改善加算</u>	
<u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u>	
(一) <u>介護職員等特定待遇改善加算(I) (1)から(10)まで</u> により算定した単位数の1000分の21に相当する単位数	
(二) <u>介護職員等特定待遇改善加算(II) (1)から(10)まで</u> により算定した単位数の1000分の17に相当する単位数	

(新設)

(5)~(7) (略)
(新設)(8) (略)
(9) 介護職員待遇改善加算注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。(一) 介護職員待遇改善加算(I) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数(二) 介護職員待遇改善加算(II) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数(三) 介護職員待遇改善加算(III) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数(10) 介護職員等特定待遇改善加算注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。(一) 介護職員等特定待遇改善加算(I) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数(二) 介護職員等特定待遇改善加算(II) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

(13) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数を所定単位数に加算する。

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）

(→) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)

a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	723単位
ii 要介護 2	830単位
iii 要介護 3	1,064単位
iv 要介護 4	1,163単位
v 要介護 5	1,253単位

b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	753単位
ii 要介護 2	866単位
iii 要介護 3	1,109単位
iv 要介護 4	1,213単位
v 要介護 5	1,306単位

c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii)

i 要介護 1	742単位
ii 要介護 2	854単位
iii 要介護 3	1,094単位
iv 要介護 4	1,196単位
v 要介護 5	1,288単位

d 病院療養病床短期入所療養介護費(iv)

i 要介護 1	831単位
ii 要介護 2	941単位
iii 要介護 3	1,173単位
iv 要介護 4	1,273単位
v 要介護 5	1,362単位

e 病院療養病床短期入所療養介護費(v)

i 要介護 1	867単位
ii 要介護 2	980単位
iii 要介護 3	1,224単位
iv 要介護 4	1,328単位
v 要介護 5	1,421単位

f 病院療養病床短期入所療養介護費(vi)

i 要介護 1	855単位
ii 要介護 2	966単位

(11) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数を所定単位数に加算する。

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）

(→) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)

a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	708単位
ii 要介護 2	813単位
iii 要介護 3	1,042単位
iv 要介護 4	1,139単位
v 要介護 5	1,227単位

b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	737単位
ii 要介護 2	848単位
iii 要介護 3	1,086単位
iv 要介護 4	1,188単位
v 要介護 5	1,279単位

c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii)

i 要介護 1	727単位
ii 要介護 2	836単位
iii 要介護 3	1,071単位
iv 要介護 4	1,171単位
v 要介護 5	1,261単位

d 病院療養病床短期入所療養介護費(iv)

i 要介護 1	814単位
ii 要介護 2	921単位
iii 要介護 3	1,149単位
iv 要介護 4	1,247単位
v 要介護 5	1,334単位

e 病院療養病床短期入所療養介護費(v)

i 要介護 1	849単位
ii 要介護 2	960単位
iii 要介護 3	1,199単位
iv 要介護 4	1,300単位
v 要介護 5	1,391単位

f 病院療養病床短期入所療養介護費(vi)

i 要介護 1	837単位
ii 要介護 2	946単位

iii 要介護 3	1,206単位	1,181単位
iv 要介護 4	1,307単位	1,280単位
v 要介護 5	1,399単位	1,370単位
(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(II)		
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)		
i 要介護 1	666単位	652単位
ii 要介護 2	773単位	757単位
iii 要介護 3	933単位	914単位
iv 要介護 4	1,086単位	1,063単位
v 要介護 5	1,127単位	1,104単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)		
i 要介護 1	681単位	667単位
ii 要介護 2	792単位	776単位
iii 要介護 3	955単位	935単位
iv 要介護 4	1,111単位	1,088単位
v 要介護 5	1,154単位	1,130単位
c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii)		
i 要介護 1	775単位	759単位
ii 要介護 2	884単位	866単位
iii 要介護 3	1,042単位	1,020単位
iv 要介護 4	1,196単位	1,171単位
v 要介護 5	1,237単位	1,211単位
d 病院療養病床短期入所療養介護費(iv)		
i 要介護 1	795単位	778単位
ii 要介護 2	905単位	886単位
iii 要介護 3	1,066単位	1,044単位
iv 要介護 4	1,224単位	1,199単位
v 要介護 5	1,266単位	1,240単位
(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(III)		
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)		
i 要介護 1	642単位	629単位
ii 要介護 2	754単位	738単位
iii 要介護 3	904単位	885単位
iv 要介護 4	1,059単位	1,037単位
v 要介護 5	1,100単位	1,077単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)		
i 要介護 1	754単位	738単位
ii 要介護 2	864単位	846単位
iii 要介護 3	1,014単位	993単位
iv 要介護 4	1,170単位	1,146単位
v 要介護 5	1,211単位	1,186単位

(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）		(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）	
(→) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)		(→) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)	
a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)		a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	732単位	i 要介護 1	717単位
ii 要介護 2	841単位	ii 要介護 2	824単位
iii 要介護 3	992単位	iii 要介護 3	971単位
iv 要介護 4	1,081単位	iv 要介護 4	1,059単位
v 要介護 5	1,172単位	v 要介護 5	1,148単位
b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)		b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	843単位	i 要介護 1	825単位
ii 要介護 2	953単位	ii 要介護 2	933単位
iii 要介護 3	1,101単位	iii 要介護 3	1,078単位
iv 要介護 4	1,193単位	iv 要介護 4	1,168単位
v 要介護 5	1,283単位	v 要介護 5	1,256単位
(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)		(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)	
a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)		a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	732単位	i 要介護 1	717単位
ii 要介護 2	841単位	ii 要介護 2	824単位
iii 要介護 3	950単位	iii 要介護 3	930単位
iv 要介護 4	1,041単位	iv 要介護 4	1,019単位
v 要介護 5	1,130単位	v 要介護 5	1,107単位
b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)		b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	843単位	i 要介護 1	825単位
ii 要介護 2	953単位	ii 要介護 2	933単位
iii 要介護 3	1,059単位	iii 要介護 3	1,037単位
iv 要介護 4	1,149卖位	iv 要介護 4	1,125卖位
v 要介護 5	1,242卖位	v 要介護 5	1,216卖位
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）		(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）	
(→) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)		(→) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)	
a 要介護 1	856単位	a 要介護 1	838単位
b 要介護 2	963単位	b 要介護 2	943単位
c 要介護 3	1,197単位	c 要介護 3	1,172単位
d 要介護 4	1,296単位	d 要介護 4	1,269単位
e 要介護 5	1,385単位	e 要介護 5	1,356単位
(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)		(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a 要介護 1	885単位	a 要介護 1	867単位
b 要介護 2	998単位	b 要介護 2	977単位
c 要介護 3	1,242単位	c 要介護 3	1,216単位
d 要介護 4	1,345単位	d 要介護 4	1,317単位
e 要介護 5	1,438単位	e 要介護 5	1,408単位

(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)			(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)		
a 要介護 1	874単位		a 要介護 1	856単位	
b 要介護 2	985単位		b 要介護 2	965単位	
c 要介護 3	1,226単位		c 要介護 3	1,201単位	
d 要介護 4	1,328単位		d 要介護 4	1,300単位	
e 要介護 5	1,419単位		e 要介護 5	1,390単位	
(四) 経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)			(四) 経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)		
a 要介護 1	856単位		a 要介護 1	838単位	
b 要介護 2	963単位		b 要介護 2	943単位	
c 要介護 3	1,197単位		c 要介護 3	1,172単位	
d 要介護 4	1,296単位		d 要介護 4	1,269単位	
e 要介護 5	1,385単位		e 要介護 5	1,356単位	
(五) 経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)			(五) 経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)		
a 要介護 1	885単位		a 要介護 1	867単位	
b 要介護 2	998単位		b 要介護 2	977単位	
c 要介護 3	1,242単位		c 要介護 3	1,216単位	
d 要介護 4	1,345単位		d 要介護 4	1,317単位	
e 要介護 5	1,438単位		e 要介護 5	1,408単位	
(六) 経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)			(六) 経過のユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)		
a 要介護 1	874単位		a 要介護 1	856単位	
b 要介護 2	985単位		b 要介護 2	965単位	
c 要介護 3	1,226単位		c 要介護 3	1,201単位	
d 要介護 4	1,328単位		d 要介護 4	1,300単位	
e 要介護 5	1,419単位		e 要介護 5	1,390単位	
(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）			(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）		
(一) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費			(一) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費		
a 要介護 1	856単位		a 要介護 1	838単位	
b 要介護 2	963単位		b 要介護 2	943単位	
c 要介護 3	1,105単位		c 要介護 3	1,082単位	
d 要介護 4	1,195単位		d 要介護 4	1,170単位	
e 要介護 5	1,284単位		e 要介護 5	1,257単位	
(二) 経過的ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費			(二) 経過的ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費		
a 要介護 1	856単位		a 要介護 1	838単位	
b 要介護 2	963単位		b 要介護 2	943単位	
c 要介護 3	1,105単位		c 要介護 3	1,082単位	
d 要介護 4	1,195単位		d 要介護 4	1,170単位	
e 要介護 5	1,284単位		e 要介護 5	1,257単位	
(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費			(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費		
(一) 3時間以上4時間未満	684単位		(一) 3時間以上4時間未満	670単位	
(二) 4時間以上6時間未満	948単位		(二) 4時間以上6時間未満	928単位	
(三) 6時間以上8時間未満	1,316単位		(三) 6時間以上8時間未満	1,289単位	

注1 (1)から(4)までについて、療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行ったものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (5)について、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行ったものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7・8 (略)

9 (1)から(4)までについて、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ニ (略)

10 (略)

注1 (1)から(4)までについて、療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (5)について、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

4・5 (略)

6 (1)から(4)までについて、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ニ (略)

7 (略)

11 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなつてない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注10を算定している場合は、算定しない。

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)から(4)までについては1日につき120単位を、(5)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注10を算定している場合は、算定しない。

13 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行つことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行つ場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

14 （略）
(削る)

15 （略）

(6) 口腔連携強化加算 50単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行つた指定短期入所療養介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行つたときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

(7) 療養食加算 8単位
注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。
イ～ハ （略）

(8) 認知症専門ケア加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、指定

8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなつてない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行つた場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)から(4)までについては1日につき120単位を、(5)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

10 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行つことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行つ場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

11 （略）

12 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注6の規定による届出に相当する介護療養施設サービス（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第8条第26項に規定する介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）に係る届出があつたときは、注1及び注6の規定による届出があつたものとみなす。

13 （略）
(新設)

(6) 療養食加算 8単位
注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

イ～ハ （略）
(7) 認知症専門ケア加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認

短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)・(二) (略)

(9) (略)

(10) 生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 生産性向上推進体制加算(I)

100単位

(二) 生産性向上推進体制加算(II)

10単位

(11) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

(12) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(13) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)・(二) (略)

(8) (略)

(新設)

(9) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

(10) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(11) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(14) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 診療所短期入所療養介護費(I)

a 診療所短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	705単位
ii 要介護 2	756単位
iii 要介護 3	806単位
iv 要介護 4	857単位
v 要介護 5	908単位

b 診療所短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	732単位
ii 要介護 2	786単位
iii 要介護 3	839単位
iv 要介護 4	893単位
v 要介護 5	946単位

c 診療所短期入所療養介護費(iii)

i 要介護 1	723単位
ii 要介護 2	775単位
iii 要介護 3	827単位
iv 要介護 4	879単位
v 要介護 5	932単位

d 診療所短期入所療養介護費(iv)

i 要介護 1	813単位
ii 要介護 2	864単位
iii 要介護 3	916単位
iv 要介護 4	965単位
v 要介護 5	1,016単位

e 診療所短期入所療養介護費(v)

i 要介護 1	847単位
ii 要介護 2	901単位

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(12) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 診療所短期入所療養介護費(I)

a 診療所短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	690単位
ii 要介護 2	740単位
iii 要介護 3	789単位
iv 要介護 4	839単位
v 要介護 5	889単位

b 診療所短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	717単位
ii 要介護 2	770単位
iii 要介護 3	822単位
iv 要介護 4	874単位
v 要介護 5	926単位

c 診療所短期入所療養介護費(iii)

i 要介護 1	708単位
ii 要介護 2	759単位
iii 要介護 3	810単位
iv 要介護 4	861単位
v 要介護 5	913単位

d 診療所短期入所療養介護費(iv)

i 要介護 1	796単位
ii 要介護 2	846単位
iii 要介護 3	897単位
iv 要介護 4	945単位
v 要介護 5	995単位

e 診療所短期入所療養介護費(v)

i 要介護 1	829単位
ii 要介護 2	882単位

iii 要介護 3	954単位	934単位
iv 要介護 4	1,006単位	985単位
v 要介護 5	1,059単位	1,037単位
f 診療所短期入所療養介護費(vi)		
i 要介護 1	835単位	818単位
ii 要介護 2	888単位	870単位
iii 要介護 3	941単位	921単位
iv 要介護 4	992単位	971単位
v 要介護 5	1,045単位	1,023単位
(二) 診療所短期入所療養介護費(II)		
a 診療所短期入所療養介護費(i)		
i 要介護 1	624単位	611単位
ii 要介護 2	670単位	656単位
iii 要介護 3	715単位	700単位
iv 要介護 4	762単位	746単位
v 要介護 5	807単位	790単位
b 診療所短期入所療養介護費(ii)		
i 要介護 1	734単位	719単位
ii 要介護 2	779単位	763単位
iii 要介護 3	825単位	808単位
iv 要介護 4	871単位	853単位
v 要介護 5	917単位	898単位
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費（1日につき）		
(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)		
a 要介護 1	835単位	818単位
b 要介護 2	887単位	869単位
c 要介護 3	937単位	918単位
d 要介護 4	988単位	967単位
e 要介護 5	1,039単位	1,017単位
(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)		
a 要介護 1	864単位	846単位
b 要介護 2	918単位	899単位
c 要介護 3	970単位	950単位
d 要介護 4	1,022単位	1,001単位
e 要介護 5	1,076単位	1,054単位
(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(III)		
a 要介護 1	854単位	836単位
b 要介護 2	907単位	888単位
c 要介護 3	959単位	939単位
d 要介護 4	1,010単位	989単位
e 要介護 5	1,062単位	1,040単位

(四) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)	
a 要介護1	835単位
b 要介護2	887単位
c 要介護3	937単位
d 要介護4	988単位
e 要介護5	1,039単位
(五) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)	
a 要介護1	864単位
b 要介護2	918単位
c 要介護3	970単位
d 要介護4	1,022単位
e 要介護5	1,076単位
(六) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(III)	
a 要介護1	854単位
b 要介護2	907単位
c 要介護3	959単位
d 要介護4	1,010単位
e 要介護5	1,062単位
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	684単位
(二) 4時間以上6時間未満	948単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,316単位

注1 (1)及び(2)について、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行ったものにおける当該届出に係る病室において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (3)について、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行ったものにおける当該届出に係る病室において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(四) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)	
a 要介護1	818単位
b 要介護2	869単位
c 要介護3	918単位
d 要介護4	967単位
e 要介護5	1,017単位
(五) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)	
a 要介護1	846単位
b 要介護2	899単位
c 要介護3	950単位
d 要介護4	1,001単位
e 要介護5	1,054単位
(六) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(III)	
a 要介護1	836単位
b 要介護2	888単位
c 要介護3	939単位
d 要介護4	989単位
e 要介護5	1,040単位
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	670単位
(二) 4時間以上6時間未満	928単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,289単位

注1 (1)及び(2)について、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (3)について、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (略)

4 (新設)

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7～9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなつてない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注9を算定している場合は、算定しない。

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)及び(2)については1日につき120単位を、(3)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注8を算定している場合は、算定しない。

12 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

13 (略)

(削る)

14 (略)

(4) 口腔連携強化加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

(5) 療養食加算 8単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

(新設)

(新設)

4～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなつてない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)及び(2)については1日につき120単位を、(3)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

9 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

10 (略)

11 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

12 (略)

(新設)

(4) 療養食加算

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

(6) 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)・(二) (略)

(7) (略)

(8) 生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 生産性向上推進体制加算(I)	100単位
(二) 生産性向上推進体制加算(II)	10単位

(9) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

(10) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(11) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、

(5) 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出した指定短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)・(二) (略)

(6) (略)

(新設)

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出した指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出した指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(9) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出した指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位

指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(12) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

二 削除

数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(10) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	1,042単位
ii 要介護 2	1,108単位
iii 要介護 3	1,173単位
iv 要介護 4	1,239単位
v 要介護 5	1,305単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	1,150単位
ii 要介護 2	1,216単位
iii 要介護 3	1,280単位
iv 要介護 4	1,348単位
v 要介護 5	1,412単位

(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	986単位
ii 要介護 2	1,055単位
iii 要介護 3	1,124単位
iv 要介護 4	1,193単位
v 要介護 5	1,260単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	1,094単位
ii 要介護 2	1,163単位
iii 要介護 3	1,230単位
iv 要介護 4	1,302単位
v 要介護 5	1,369単位

(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	958単位
ii 要介護 2	1,025単位
iii 要介護 3	1,091単位
iv 要介護 4	1,158単位
v 要介護 5	1,224単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	1,066単位
ii 要介護 2	1,132単位
iii 要介護 3	1,200単位
iv 要介護 4	1,266単位
v 要介護 5	1,333単位

(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	942単位
ii 要介護 2	1,008単位
iii 要介護 3	1,073単位
iv 要介護 4	1,138単位
v 要介護 5	1,204単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	1,049単位
ii 要介護 2	1,116単位
iii 要介護 3	1,180単位
iv 要介護 4	1,247単位
v 要介護 5	1,312単位

(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(V)a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	881単位
ii 要介護 2	947単位
iii 要介護 3	1,013単位
iv 要介護 4	1,078単位
v 要介護 5	1,143単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	990単位
ii 要介護 2	1,055単位
iii 要介護 3	1,121単位
iv 要介護 4	1,186単位
v 要介護 5	1,251単位

(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)

a 要介護 1	786単位
b 要介護 2	850単位
c 要介護 3	917単位
d 要介護 4	983単位
e 要介護 5	1,048単位

(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)

a 要介護 1	894単位
b 要介護 2	960単位
c 要介護 3	1,025単位
d 要介護 4	1,091単位
e 要介護 5	1,156単位

(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）

(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)

a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費	
i 要介護 1	1,171単位
ii 要介護 2	1,236単位
iii 要介護 3	1,303単位
iv 要介護 4	1,368単位
v 要介護 5	1,434単位

b 経過的ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費

i 要介護 1	1,171単位
ii 要介護 2	1,236単位
iii 要介護 3	1,303単位
iv 要介護 4	1,368単位
v 要介護 5	1,434単位

(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)

a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費	
i 要介護 1	1,115単位
ii 要介護 2	1,183単位
iii 要介護 3	1,253単位
iv 要介護 4	1,322単位
v 要介護 5	1,390単位

b 経過的ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費

i 要介護 1	1,115単位
ii 要介護 2	1,183単位
iii 要介護 3	1,253単位
iv 要介護 4	1,322単位
v 要介護 5	1,390単位

(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	670単位
(二) 4時間以上6時間未満	927単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,288単位

注1 (1)から(3)までについて、老人性認知症疾患療養病棟（指定居宅サービス基準第144条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (4)について、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。

5 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

6 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(V)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(IV)を算定する。

- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
 ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者
 ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

7 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があつたものとみなす。

8 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。

(5) 療養食加算 8単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
 ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(6) 特定診療費

注 利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-----------------------|------|
| (一) サービス提供体制強化加算(I) | 22単位 |
| (二) サービス提供体制強化加算(II) | 18単位 |
| (三) サービス提供体制強化加算(III) | 6単位 |

(8) 介護職員待遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|---|--|
| (一) 介護職員待遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数 | |
|---|--|

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）

(→) I型介護医療院短期入所療養介護費(I)

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	778単位
ii 要介護 2	893単位
iii 要介護 3	1,136単位
iv 要介護 4	1,240単位
v 要介護 5	1,333単位

i 要介護 1	894単位
ii 要介護 2	1,006単位
iii 要介護 3	1,250単位
iv 要介護 4	1,353単位
v 要介護 5	1,446単位

(→) I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	768単位
ii 要介護 2	879単位
iii 要介護 3	1,119単位
iv 要介護 4	1,222単位
v 要介護 5	1,314単位

(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(9) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(10) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）

(→) I型介護医療院短期入所療養介護費(I)

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	762単位
ii 要介護 2	874単位
iii 要介護 3	1,112単位
iv 要介護 4	1,214単位
v 要介護 5	1,305単位

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	875単位
ii 要介護 2	985単位
iii 要介護 3	1,224単位
iv 要介護 4	1,325単位
v 要介護 5	1,416単位

(→) I型介護医療院短期入所療養介護費(II)

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	752単位
ii 要介護 2	861単位
iii 要介護 3	1,096単位
iv 要介護 4	1,197単位
v 要介護 5	1,287単位

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)			b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)		
i 要介護1	880単位		i 要介護1	862単位	
ii 要介護2	993単位		ii 要介護2	972単位	
iii 要介護3	1,233単位		iii 要介護3	1,207単位	
iv 要介護4	1,334単位		iv 要介護4	1,306単位	
v 要介護5	1,426単位		v 要介護5	1,396単位	
(三) I型介護医療院短期入所療養介護費(iii)			(三) I型介護医療院短期入所療養介護費(iii)		
a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)			a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)		
i 要介護1	752単位		i 要介護1	736単位	
ii 要介護2	863単位		ii 要介護2	845単位	
iii 要介護3	1,103単位		iii 要介護3	1,080単位	
iv 要介護4	1,205単位		iv 要介護4	1,180単位	
v 要介護5	1,297単位		v 要介護5	1,270単位	
b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)			b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)		
i 要介護1	864単位		i 要介護1	846単位	
ii 要介護2	975単位		ii 要介護2	955単位	
iii 要介護3	1,215単位		iii 要介護3	1,190単位	
iv 要介護4	1,317単位		iv 要介護4	1,290単位	
v 要介護5	1,409単位		v 要介護5	1,380単位	
(2) II型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）			(2) II型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）		
(一) II型介護医療院短期入所療養介護費(I)			(一) II型介護医療院短期入所療養介護費(I)		
a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)			a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)		
i 要介護1	731単位		i 要介護1	716単位	
ii 要介護2	829単位		ii 要介護2	812単位	
iii 要介護3	1,044単位		iii 要介護3	1,022単位	
iv 要介護4	1,135単位		iv 要介護4	1,111単位	
v 要介護5	1,217単位		v 要介護5	1,192単位	
b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)			b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)		
i 要介護1	846単位		i 要介護1	828単位	
ii 要介護2	945単位		ii 要介護2	925単位	
iii 要介護3	1,157単位		iii 要介護3	1,133単位	
iv 要介護4	1,249単位		iv 要介護4	1,223単位	
v 要介護5	1,331単位		v 要介護5	1,303単位	
(二) II型介護医療院短期入所療養介護費(II)			(二) II型介護医療院短期入所療養介護費(II)		
a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)			a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)		
i 要介護1	715単位		i 要介護1	700単位	
ii 要介護2	813単位		ii 要介護2	796単位	
iii 要介護3	1,027単位		iii 要介護3	1,006単位	
iv 要介護4	1,117単位		iv 要介護4	1,094単位	
v 要介護5	1,200単位		v 要介護5	1,175単位	

b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)			b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)		
i 要介護 1	828単位		i 要介護 1	811単位	
ii 要介護 2	927単位		ii 要介護 2	908単位	
iii 要介護 3	1,141単位		iii 要介護 3	1,117単位	
iv 要介護 4	1,233単位		iv 要介護 4	1,207単位	
v 要介護 5	1,314単位		v 要介護 5	1,287単位	
(三) II型介護医療院短期入所療養介護費(iii)			(三) II型介護医療院短期入所療養介護費(iii)		
a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)			a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)		
i 要介護 1	704単位		i 要介護 1	689単位	
ii 要介護 2	802単位		ii 要介護 2	785単位	
iii 要介護 3	1,015単位		iii 要介護 3	994単位	
iv 要介護 4	1,106単位		iv 要介護 4	1,083単位	
v 要介護 5	1,188単位		v 要介護 5	1,163単位	
b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)			b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)		
i 要介護 1	817単位		i 要介護 1	800単位	
ii 要介護 2	916単位		ii 要介護 2	897単位	
iii 要介護 3	1,129単位		iii 要介護 3	1,106単位	
iv 要介護 4	1,221単位		iv 要介護 4	1,196単位	
v 要介護 5	1,302単位		v 要介護 5	1,275単位	
(3) 特別介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）			(3) 特別介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）		
(一) I型特別介護医療院短期入所療養介護費			(一) I型特別介護医療院短期入所療養介護費		
a I型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)			a I型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)		
i 要介護 1	717単位		i 要介護 1	702単位	
ii 要介護 2	821単位		ii 要介護 2	804単位	
iii 要介護 3	1,051単位		iii 要介護 3	1,029単位	
iv 要介護 4	1,147単位		iv 要介護 4	1,123単位	
v 要介護 5	1,236単位		v 要介護 5	1,210単位	
b I型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)			b I型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)		
i 要介護 1	822単位		i 要介護 1	805単位	
ii 要介護 2	929単位		ii 要介護 2	910単位	
iii 要介護 3	1,156単位		iii 要介護 3	1,132単位	
iv 要介護 4	1,254単位		iv 要介護 4	1,228単位	
v 要介護 5	1,341単位		v 要介護 5	1,313単位	
(二) II型特別介護医療院短期入所療養介護費			(二) II型特別介護医療院短期入所療養介護費		
a II型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)			a II型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)		
i 要介護 1	670単位		i 要介護 1	656単位	
ii 要介護 2	764単位		ii 要介護 2	748単位	
iii 要介護 3	967単位		iii 要介護 3	947単位	
iv 要介護 4	1,054単位		iv 要介護 4	1,032単位	
v 要介護 5	1,132単位		v 要介護 5	1,108単位	

b II型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)		
i 要介護1	778単位	
ii 要介護2	873単位	
iii 要介護3	1,076単位	
iv 要介護4	1,161単位	
v 要介護5	1,240単位	
(4) ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）		
④ ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(I)		
a ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費		
i 要介護1	911単位	
ii 要介護2	1,023単位	
iii 要介護3	1,268単位	
iv 要介護4	1,371単位	
v 要介護5	1,464単位	
b 経過的ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費		
i 要介護1	911単位	
ii 要介護2	1,023単位	
iii 要介護3	1,268単位	
iv 要介護4	1,371単位	
v 要介護5	1,464単位	
(2) ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(II)		
a ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費		
i 要介護1	901単位	
ii 要介護2	1,011単位	
iii 要介護3	1,252単位	
iv 要介護4	1,353単位	
v 要介護5	1,445単位	
b 経過的ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費		
i 要介護1	901単位	
ii 要介護2	1,011単位	
iii 要介護3	1,252単位	
iv 要介護4	1,353単位	
v 要介護5	1,445単位	
(5) ユニット型II型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）		
④ ユニット型II型介護医療院短期入所療養介護費		
a 要介護1	910単位	
b 要介護2	1,014単位	
c 要介護3	1,241単位	
d 要介護4	1,337単位	
e 要介護5	1,424単位	
(2) 経過的ユニット型II型介護医療院短期入所療養介護費		
a 要介護1	910単位	
b 要介護2	1,014単位	
b II型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)		
i 要介護1	762単位	
ii 要介護2	855単位	
iii 要介護3	1,054単位	
iv 要介護4	1,137単位	
v 要介護5	1,214単位	
(4) ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）		
④ ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(I)		
a ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費		
i 要介護1	892単位	
ii 要介護2	1,002単位	
iii 要介護3	1,242単位	
iv 要介護4	1,343単位	
v 要介護5	1,434単位	
b 経過的ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費		
i 要介護1	892単位	
ii 要介護2	1,002単位	
iii 要介護3	1,242単位	
iv 要介護4	1,343単位	
v 要介護5	1,434単位	
(2) ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(II)		
a ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費		
i 要介護1	882単位	
ii 要介護2	990単位	
iii 要介護3	1,226単位	
iv 要介護4	1,325単位	
v 要介護5	1,415単位	
b 経過的ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費		
i 要介護1	882単位	
ii 要介護2	990単位	
iii 要介護3	1,226単位	
iv 要介護4	1,325単位	
v 要介護5	1,415単位	
(5) ユニット型II型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）		
④ ユニット型II型介護医療院短期入所療養介護費		
a 要介護1	891単位	
b 要介護2	993単位	
c 要介護3	1,215単位	
d 要介護4	1,309単位	
e 要介護5	1,394単位	
(2) 経過的ユニット型II型介護医療院短期入所療養介護費		
a 要介護1	891単位	
b 要介護2	993単位	

c 要介護 3	1,241単位	1,215単位
d 要介護 4	1,337単位	1,309単位
e 要介護 5	1,424単位	1,394単位
(6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）		
(一) ユニット型 I 型特別介護医療院短期入所療養介護費		
a ユニット型 I 型特別介護医療院短期入所療養介護費		
i 要介護 1	859単位	841単位
ii 要介護 2	963単位	943単位
iii 要介護 3	1,193単位	1,168単位
iv 要介護 4	1,289単位	1,262単位
v 要介護 5	1,376単位	1,347単位
b 経過的ユニット型 I 型特別介護医療院短期入所療養介護費		
i 要介護 1	859単位	841単位
ii 要介護 2	963単位	943単位
iii 要介護 3	1,193単位	1,168単位
iv 要介護 4	1,289単位	1,262単位
v 要介護 5	1,376単位	1,347単位
(二) ユニット型 II 型特別介護医療院短期入所療養介護費		
a ユニット型 II 型特別介護医療院短期入所療養介護費		
i 要介護 1	867単位	849単位
ii 要介護 2	966単位	946単位
iii 要介護 3	1,181単位	1,156単位
iv 要介護 4	1,273単位	1,247単位
v 要介護 5	1,354単位	1,326単位
b 経過的ユニット型 II 型特別介護医療院短期入所療養介護費		
i 要介護 1	867単位	849単位
ii 要介護 2	966単位	946単位
iii 要介護 3	1,181単位	1,156単位
iv 要介護 4	1,273単位	1,247単位
v 要介護 5	1,354単位	1,326単位
(7) 特定介護医療院短期入所療養介護		
(一) 3時間以上4時間未満	684単位	670単位
(二) 4時間以上6時間未満	948単位	928単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,316単位	1,289単位
注1～3 (略)		
4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。		
5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。		
6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。		

7～9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなつてない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して 7 日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1 日につき 90 単位を所定単位数に加算する。ただし、注 9 を算定している場合は、算定しない。

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)から(6)までについては 1 日につき 120 単位を、(7)については 1 日につき 60 単位を所定単位数に加算する。ただし、注 9 を算定している場合は、算定しない。

12・13 (略)

14 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注 1 及び注 8 の規定による届出に相当する介護医療院サービス（介護保険法第 8 条第 29 項に規定する介護医療院サービスをいう。）に係る届出があったときは、注 1 及び注 8 の規定による届出があつたものとみなす。

15 (略)

16 (3)又は(6)を算定している介護医療院である指定短期入所療養介護事業所については、13 は算定しない。

(8) 口腔連携強化加算

50 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1 月に 1 回に限り所定単位数を加算する。

(9)～(13) (略)

(14) 生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 生産性向上推進体制加算(I)

100 単位

(二) 生産性向上推進体制加算(II)

10 単位

(15) (略)

4～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなつてない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して 7 日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1 日につき 90 単位を所定単位数に加算する。ただし、注 6 を算定している場合は、算定しない。

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)から(6)までについては 1 日につき 120 単位を、(7)については 1 日につき 60 単位を所定単位数に加算する。ただし、注 6 を算定している場合は、算定しない。

9・10 (略)

11 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注 1 及び注 5 の規定による届出に相当する介護医療院サービス（介護保険法第 8 条第 29 項に規定する介護医療院サービスをいう。）に係る届出があつたときは、注 1 及び注 5 の規定による届出があつたものとみなす。

12 (略)

13 ホ(3)又は(6)を算定している介護医療院である指定短期入所療養介護事業所については、12 は算定しない。

(新設)

(8)～(12) (略)

(新設)

(13) (略)

(16) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から15までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から15までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から15までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(17) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から15までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から15までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(18) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から15までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

10 特定施設入居者生活介護費**イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）**

(1) 要介護1	<u>542</u> 単位
(2) 要介護2	<u>609</u> 単位
(3) 要介護3	<u>679</u> 単位
(4) 要介護4	<u>744</u> 単位
(5) 要介護5	<u>813</u> 単位

ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1月につき）**ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき）**

(1) 要介護1	<u>542</u> 単位
(2) 要介護2	<u>609</u> 単位

(14) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から13までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から13までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から13までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(15) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から13までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から13までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(16) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から13までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

10 特定施設入居者生活介護費**イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）**

(1) 要介護1	<u>538</u> 単位
(2) 要介護2	<u>604</u> 単位
(3) 要介護3	<u>674</u> 単位
(4) 要介護4	<u>738</u> 単位
(5) 要介護5	<u>807</u> 単位

ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1月につき）**ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき）**

(1) 要介護1	<u>538</u> 単位
(2) 要介護2	<u>604</u> 単位

(3) 要介護3	679単位
(4) 要介護4	744単位
(5) 要介護5	813単位

注1～3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、イについては所定単位数の100分の10に相当する単位数を、口及びハについては所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、ルを算定している場合においては、算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)・(2) (略)

8 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注9を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1)・(2) (略)

9・10 (略)

11 イ及びハについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 夜間看護体制加算(I)

18単位

(2) 夜間看護体制加算(II)

9単位

12 (略)

(3) 要介護3	674単位
(4) 要介護4	738単位
(5) 要介護5	807単位

注1～3 (略)

4 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(新設)

(新設)

5 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、トを算定している場合においては、算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)・(2) (略)

6 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注7を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1)・(2) (略)

7・8 (略)

9 イ及びハについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、夜間看護体制加算として、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

10 (略)

	13 イ及びロについて、 <u>指定特定施設において、協力医療機関（指定居宅サービス基準第191条第1項（指定居宅サービス基準第192条の12において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関をいう。）との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は、協力医療機関連携加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</u>	
(1)	<u>当該協力医療機関が、指定居宅サービス基準第191条第2項各号に掲げる要件を満たしている場合</u>	100単位
(2)	<u>(1)以外の場合</u>	40単位
	(削除)	
14・15 (略)		
二 (略)		
ホ 退居時情報提供加算	250単位	
注 イについて、利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対し、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に、利用者1人につき1回に限り算定する。		
ヘ・ト (略)		
チ 高齢者施設等感染対策向上加算		
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設が、利用者に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。		
(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(I)	10単位	
(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(II)	5単位	
リ 新興感染症等施設療養費（1日につき）	240単位	
注 指定特定施設が、利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。		
ヌ 生産性向上推進体制加算		
注 イ及びハについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設において、利用者に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。		
(1) 生産性向上推進体制加算(I)	100単位	
(2) 生産性向上推進体制加算(II)	10単位	
ル (略)		
11 イについて、看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関（指定居宅サービス基準第191条第1項に規定する協力医療機関をいう。）又は当該利用者の主治の医師に対して、当該利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合は、医療機関連携加算として、1月につき80単位を所定単位数に加算する。		
(新設)		
(新設)		
12 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定特定施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、口腔衛生管理体制加算として、1月につき30単位を所定単位数に加算する。		
13・14 (略)		
二 (略)		
(新設)		
ホ・ヘ (略)		
(新設)		
(新設)		
(新設)		
ト (略)		